

## 三木市バス交通の見直し方針（案）

「三木市地域公共交通網形成計画」（案）の策定と併せ、利用実態に即したバスの運行形態を検討し、効果的かつ効率的な移動手段を確保するとともに、将来にわたる市の財政負担の適正化を図るため、次のとおり「三木市バス交通の見直し方針」（案）を策定する。

### 1 見直し対象のバス路線（重点見直しバス路線）

- (1) 旧コミュニティバス
- (2) 北播磨総合医療センター方面行きバス

### 2 見直しの方法

上記バス路線の見直しに当たっては評価指標を設定し、見直し対象となるバス路線を抽出する。

なお、見直しとは、路線の統合、廃止、減便、経路変更、存続、運行サービス形態の変更などのあらゆる方法をいう。

また、見直しに当たっては、昨今の運転者不足の状況にも十分に留意しながら、見直し対象外のバス路線であっても、見直し対象となるバス路線の影響を受け、これらの路線との統廃合をはじめ、減便、経路変更などを行うこととする。

### 3 評価指標の設定

次のとおり評価指標を設定し、平成28年度及び平成29年度における利用者数及び市補助金額の実績について、客観的評価を行う。

#### (1) 利用者ニーズに関する評価指標

1日当たりバス利用者数が10人以下（バスでなくともワンボックスカーで対応可能な水準）又は1便当たりバス利用者数が1人以下（タクシーで対応可能な水準）のいずれかに該当する場合は、見直し対象とする。

#### (2) 市の財政負担に関する評価指標

バス利用者数1人当たり市補助金額が2千円以上（三木市の県内類似団体（豊岡市、高砂市、丹波市及びたつの市）のバスにかかる人口1人当たりコストの平均値が約2千円）に該当する場合は、見直し対象とする。

### 4 評価結果

別紙「三木市バス交通の見直しに係る評価対象、評価指標及び評価結果」のとおりに

## 5 見直し方針（案）

### (1) 幹線バス等の確保維持

市単独補助路線バス（旧コミュニティバス及び北播磨総合医療センター方面行きバス）以外に事業者が運行する幹線バス及び独自路線バス（「幹線バス等」という。）は、主に市域をまたがる広域的な移動手段の役割や鉄道駅と住宅団地等の市街地を結ぶ基幹的な役割を担うことから、引き続き、利用の向上につながる見直しを実施し、路線の確保維持を図る。

### (2) 旧コミュニティバスの整理統合

ア 三木循環ルート、別所第1ルート、別所第2ルート及び三木別所観光ルートは、これらの一体的な見直しの中で整理統合を行う。

イ 青山・緑が丘循環ルートは、平成27年10月の新設から間もないことから、停留所の増設や地域拠点経由などの経路変更により利用を促進する。

ただし、いずれの場合においても、本計画期間内に中間評価を行い、利用状況になお改善がみられない場合は路線を廃止する。

### (3) 吉川地域全域におけるデマンド型交通の導入検討

三木市デマンド型交通検討部会におけるデマンド型交通の導入検討地域の選定評価に基づき、吉川地域全域へのデマンド型交通の導入を検討する。

なお、導入の検討から開始までの間は、よかたんバスの利用実態に即した見直しを実施する。

### (4) 北播磨総合医療センター方面行きバス（市単独補助路線バス）の全線廃止を含めた見直し

将来的な全線廃止も見据えた上で、バス利用の効果検証期間（利用促進・広報周知）を設け、利用状況になお改善がみられない路線について、廃止を含めた見直しを実施する。

なお、路線が廃止となった場合における代替策として、鉄道駅及びバスターミナル（三木営業所）からの乗継ぎによる医療センターへの移動手段の確保を検討する。

### (5) タクシー運賃助成等の拡充

北播磨総合医療センター方面行きバスの全線廃止を含めた見直しにより削減した経費の一部を活用し、福祉施策としてタクシー運賃助成等を拡充する。